

生産緑地買取申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
東久留米市長

申出をする者	住所	東久留米市本町三丁目3番1号		
	氏名	東久留米 太郎	実印※	

※実印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取りの申出の理由 (〇をつけて下さい。)

- ア 農林漁業の主たる従事者の死亡
 イ 農林漁業の主たる従事者の故障 (医師の診断書が必要になります)
 ウ 指定後の所定期間経過

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 ㎡	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
東久留米市本町三丁目〇番〇	畑	400			
東久留米市本町三丁目〇番△	畑	250			
東久留米市本町三丁目〇番□	畑	120			
東久留米市中央町二丁目△番〇	畑	300			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
				種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

(2) 買取り希望価額

〇〇円/㎡

(3) その他参考となるべき事項

備考

① 「1 買取りの申出の理由」について

生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同令第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同令第4条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

② 「2 生産緑地に関する事項」について

「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。

「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載すること。

「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

買取り申出に係わる生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかっこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。

③ その他

申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

④ 申請書、添付書類について

買取申出申請書の提出部数は、正副2部です。（正本：原本1部、副本：1部、コピー可）

添付書類は、案内図、公図写、土地登記簿謄本、印鑑証明書、各種証明書です。

なお、相続登記が終了していない場合は、遺産分割協議書を添付すること。

